

大阪バイオプラスチックビジネス推進ネットワーク規約

(目的)

第1条 脱炭素や海洋プラスチックごみ問題の解決に寄与するバイオプラスチックについて、会員相互の情報交換や交流を図り、もってバイオプラスチックビジネスの推進につなげることを目的として、大阪バイオプラスチックビジネス推進ネットワーク（Osaka Bioplastic business Promotion Network(略称 OBPN)、以下「本ネットワーク」という。）を設置する。

(会員)

第2条 本ネットワークは、バイオプラスチックビジネスに関心を有し、前条の目的に賛同する、大阪府内に拠点を有するプラスチック製品製造企業や原材料メーカー・商社、小売や化粧品・飲食料品などのプラスチック利活用企業、機械設備やサービスなどのプラスチック関連企業、大学等研究機関、行政等支援機関などを会員として構成する。

2 会員は、第4条第1項に定める入会手続を有効に行った者とする。

(活動)

第3条 本ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 会員の募集、登録、一覧の作成及び公表
- (2) 会員間の情報交換や交流
- (3) その他、本ネットワークの目的達成のために必要な活動

(入会手続等)

第4条 本ネットワークに入会しようとする者は、入会申込書（様式第1号）に必要事項を記載し、事務局に提出するものとする。

2 会員は、入会申込書の記載情報を変更する場合は、速やかに変更通知書（様式第2号）を事務局に提出するものとする。

3 事務局は、入会申込書又は変更通知書の内容を確認し、入会申込又は変更通知を受け付けた旨を当該会員に通知するものとする。

4 事務局は、入会申込又は変更通知内容のうち、入会企業等の名称、ホームページ及び企業等の情報欄の記載事項は、本ネットワークの目的達成に必要な範囲で公開することができるものとする。

5 本ネットワークの会費（入会費、年会費）は当面の間、無料とする。

(退会手続)

第5条 本ネットワークから退会を希望する会員は、退会通知書（様式第3号）を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会させることができるものとする。

- (1) 前項の通知があったとき
- (2) 連絡を取ることができなくなったとき
- (3) 本ネットワークの目的に反する活動を行うなど、会員として不適切と認められる場合

(規約の変更)

第6条 事務局は必要に応じ、規約の変更ができるものとする。

2 事務局は、規約の変更を行った場合は、会員に対して速やかに変更内容を通知するものとする。

(事務局)

第7条 本ネットワークの事務局は、大阪市西区新町1丁目3-12 四ツ橋セントラルビル内 一般社団法人西日本プラスチック製品工業協会に置く。

(雑則)

第8条 本規約の定めるもののほか、本ネットワークの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定めることができる。

(附則)

本規約は、2023年1月16日から施行する。